

## 特定外来生物ヒアリの調査及び防除等に関する緊急要請

特定外来生物のヒアリが平成 29 年 6 月 9 日に兵庫県尼崎市において、国内で初めて確認されて以降、これまでに複数の都府県で港湾施設のみならず物流の拠点でもヒアリが確認されていることから、既に広い範囲に拡散している可能性が高いと考えられる。

ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が 60 億ドルにのぼると報告されており、定着すると駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリの定着防止は正に喫緊の課題となっている。

そのためには、侵入の初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査に加え、海外からの貨物に係る予防的防除が極めて重要であることから、次の事項について、緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

### 1 地方公共団体と連携した対策の実施

これまでは、環境省が主体となってヒアリの調査等を実施してきたが、特定外来生物被害防止基本方針（平成 26 年 3 月 18 日閣議決定）においては、国は関係行政機関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、連携を図りつつ防除を実施するとしており、今後はヒアリの調査及び防除について、関係地方公共団体とより一層緊密な連絡調整の下に対策を講ずること。

### 2 発見場所の周辺における調査の早期実施等

環境省は、ヒアリの発見場所の周辺における調査を順次実施するとしているが、特に女王アリや羽蟻（オス）等が確認されている地域では、既に繁殖している可能性もあることから、最大限の労力を投入して一日でも早く調査を実施すること。

また、ヒアリが確認された場合は、徹底的な駆除を行った上で、その後も継続的にモニタリング調査を実施すること。

### 3 コンテナの国内輸送先等での調査の早期実施等

ヒアリが確認された港からのコンテナの国内輸送先やその経路においても、分散している可能性があるため、調査を早期に実施するとともに、その後も継続的にモニタリング調査を実施すること。

### 4 ヒアリの侵入を防止するための対策の強化

今後も既にヒアリが定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリが侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。

## 5 ヒアリの侵入・分散が疑われる施設における調査の早期実施等

これまでにヒアリが確認されていない国際港湾・空港エリアや物流拠点等においても、ヒアリが侵入・分散している可能性があることから、疑われる施設等において早期に調査を実施するとともに、その後も継続的にモニタリング調査を実施すること。